

地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針案（概要）

第1号 産業集積の形成等の意義及び目標に関する事項

- ・地域が国内外での競争に直面する今日では、自律的・持続的な成長を実現するための地域経済基盤の強化を図ることが地域経済活性化にとって重要。また、各地域が互いに切磋琢磨する構造が日本経済全体の競争力向上に不可欠。
- ・地域においては、すでに形成されている産業集積、技術、インフラ等の強みを把握した上で、企業ニーズを捉え、地域の関係者全員が共有する具体的な将来像と成果目標及びスケジュールを基本計画として策定し、取り組むことが必要。
- ・基本計画には以下の事項を明確に定める。
 - 地域の将来像の概略
 - 集積区域
 - 集積業種
 - 具体的な成果目標
 - アクションプランとスケジュール（基本計画の計画期間は原則5年）

第2号 企業立地等を重点的に促進すべき区域の設定に関する事項

- ・集積区域の設定にあたっては、集積を目指す産業にとって強みとなる各種経済資源の賦存状況を考慮し、計画的、効率的に産業集積を図るために最も効果的な区域を設定すること。

第3号 企業立地等を重点的に促進すべき業種の指定に関する事項

- ・集積業種の選定にあたっては、地域特性等を考慮すること。また、集積業種の集積形成及び活性化が地域経済に与える影響について各種統計等を用いて分析し、地域の目標に最も効果的なものであることを検証すること。

第4号 施設の整備、人材の育成等に関する事項

- ・自治体においては、既存の工業団地等の工場適地などに関する情報を体系化し、事業者適切に開示すること。また、産業集積の効果的な促進のため、当該地域に必要な整備に取り組むこと。
- ・指定集積業種に属する事業者のニーズを把握し、地域の教育機関等と連携して研修等を行うことで、事業活動の基本となる人材の育成に努めることが重要。

第5号 地方公共団体相互の広域的な連携に関する事項等

- ・基本計画の策定とその実施にあたっては、関連する自治体がそれぞれの地域特性に

応じた役割分担や、機能の連携等を踏まえて取り組むこと。

- ・重複投資の排除や行政コストの削減の観点からも、行政運営にあたっては広域連携の視点をもつこと。

第6号 企業立地等を促進するために必要な支援体制の整備に関する事項

- ・企業立地にあたっては、首長がリーダーシップを発揮し、効果的なトップセールスに努めることが重要。
- ・自治体においては、各種手続の迅速化等を進める実効性の高いワンストップサービス体制の整備が必要不可欠。
- ・市町村及び都道府県は緊密な連携と適切な役割分担を図り、事業者のニーズにきめ細かく対応すること。
- ・自治体は、企業誘致のみならず、事後的なフォローアップ、既存企業のニーズ把握と事業環境整備に向けた取組に努めること。

第7号 環境の保全その他産業集積の形成等の促進に際し配慮すべき事項

- ・事業活動に伴い防犯や環境等に課題が生じうる事項について、住民の理解を得るための取組を行うこと。
- ・国等の定める計画等との調和を保持し、都市機能の無秩序な拡散の防止や農林漁業の健全な発展との調和の確保に十分配慮すること。

第8号 その他産業集積の形成等の促進に関する重要事項

- ・自治体は、基本計画の策定に当たっては、事業環境整備を実施する者等と共同して地域産業活性化協議会を組織し、十分議論を尽くすこと。
- ・国は、連絡会議を設置することにより、自治体や事業者からの問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。
- ・集積区域での事業活動を活性化させるに当たっては、当該地域内部での関係者間の連携のみではなく、地域外との情報交換・連携を意識し、開かれた産業集積の形成を目指すこと。

第9号 集積業種の企業立地等について指針となるべき事項

- ・都道府県が企業立地計画及び事業高度化計画の承認を行う際には、目的、目標事業内容及び実施時期が具体的であり実現可能性が高いこと、また、企業立地計画等の実施が当該地域の基本計画に照らし、産業集積の形成又は活性化に相当程度寄与するものであるか否かを踏まえ、適切に判断すること。